

# 協働・共創のまちづくりに関する協定書

函 館 市

北海道コカ・コーラボトリング株式会社

## 協働・共創のまちづくりに関する協定書

函館市（以下「甲」という。）と北海道コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、双方が有する資源を有効に活用し、連携と協力のもと、函館市民の誰もが心豊かに暮らし、夢や希望あふれる未来のあるまちを共に創る行動主体として認め合い、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲および乙のそれぞれが有する市民ニーズおよび地域課題に関する情報を共有し、それぞれが有する機能を効果的に発揮した協働事業の展開により、函館市民の生活の向上に寄与することを目的とする。

### （連携の範囲）

第2条 甲と乙は、この協定に基づき、次に掲げる事項について協働事業を実施するものとする。

- (1) 心豊かな人と文化をはぐくむまちづくり
- (2) 共に支えあい健やかに暮らせるまちづくり
- (3) 快適で安らぎのある住み良いまちづくり
- (4) 環境と共生する美しいまちづくり
- (5) 活力にあふれにぎわいのあるまちづくり
- (6) その他甲および乙の協議により決定した事項

### （連携の実施）

第3条 この協定に関わる協働事業の実施に当たり、甲と乙の間で、詳細な取決めなどが必要となる場合は、別途協議の上、具体的な実施内容等を定めた協定書を締結するものとする。

### （有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成22年3月31日までとし、有効期間満了の日の1月前までに甲、乙のいずれからも申出がない場合は、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(その他)

第5条 この協定の運用等に疑義が生じた場合は、甲および乙が協議し、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名のうえ、各自その1通を保有する。

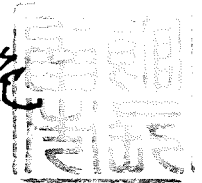
平成21年3月23日

函館市東雲町4番13号

甲 函館市

函館市長

西尾正範



札幌市清田区清田1条1丁目

乙 北海道コカ・コーラボトリング株式会社

代表取締役社長

角野中宗



# 地域情報の発信および災害時の 飲料提供に関する協定書

函 館 市

北海道コカ・コーラボトリング株式会社

## 地域情報の発信および災害時の飲料提供に関する協定書

函館市（以下「甲」という。）と北海道コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、甲と乙の間で平成21年3月23日付けで締結した「協働・共創のまちづくりに関する協定」に基づく協議により、乙の電光掲示板付き自動販売機（以下「本自販機」という。）を活用した協働事業「はこだて情報ステーション」の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲の本自販機を利用した市民への地域情報の発信および乙の災害時における飲料提供に関し、必要な事項を定めるものとする。

（地域情報の発信に関する事項）

第2条 甲は、本自販機の電光掲示板を利用し、平常時においては行政、地域活動等の地域情報を発信し、災害時には災害に関連する地域情報を市民に発信するものとする。

2 本自販機の電光掲示板に掲載する情報管理は、甲が行うこととし、これによって生じる責任は、乙は一切負わないものとする。

3 本自販機の保全および電光掲示板への情報送信に要する費用は、乙が負担するものとする。

4 地域情報に関する連絡責任者は、甲においては平常時は函館市企画部、災害時は函館市総務部、乙においては道南支店とする。

（災害時の飲料提供に関する事項）

第3条 甲は、災害が発生し飲料の提供が必要であると判断したときは、乙に対し本自販機内の在庫飲料の無償提供を要請するものとする。

2 甲は、飲料の提供を要請する場合は、可能な限り事前に電話等にてその旨を乙に連絡するものとし、後日速やかに別記様式の報告書を乙に提出するものとする。

3 災害時の飲料提供に関する連絡責任者は、甲においては函館市総務部、乙においては道南支店とする。

(本自販機の設置場所)

第4条 第2条に規定する地域情報の発信および第3条に規定する災害時の飲料提供のいずれも行う本自販機の設置施設名および所在地は別表第1, 第2条に規定する地域情報の発信のみ行う本自販機の設置施設名および所在地は別表第2のとおりとする。

2 乙が本自販機を新たに設置または撤去する場合は, 事前にその旨を甲に報告するものとする。

(有効期間)

第5条 この協定の有効期間は, 協定締結の日から平成22年3月31日までとし, 有効期間満了の日の1月前までに甲, 乙のいずれからも申出がない場合は, さらに1年間延長するものとし, 以後も同様とする。

(協議)

第6条 この協定に定めのない事項については, その都度甲および乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため, 本書2通を作成し, 甲乙署名のうえ, 各自その1通を保有する。

平成21年3月23日

函館市東雲町4番13号

甲 函館市

函館市長

西尾 正範



札幌市清田区清田1条1丁目

乙 北海道コカ・コーラボトリング株式会社

代表取締役社長

岡野 中原

